

## 第2号議案

### 平成27年広島県議会2月定例会に提案される 教育委員会関係の議案に対する意見について

平成27年広島県議会2月定例会に教育委員会関係の議案を提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定によって知事から意見を求められたので、同意する旨回答することについて提案します。

平成27年1月30日

広島県教育委員会教育長 下崎 邦明

#### 1 提案される議案

- (1) 平成27年度教育委員会関係当初予算案…………… P10～41
- (2) 広島県学校職員定数条例及び広島県警察職員定数条例の一部  
を改正する条例案…………… P42～47
- (3) 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進  
に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整  
備に関する条例案…………… P48～57

#### 2 根拠規定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条  
（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

# 平成27年広島県議会2月定例会提案見込事項

## 1 平成27年度一般会計予算

### (1) 歳入

(単位:千円, %)

款	平成26年度 (A)	平成27年度 (B)	比較 (B) - (A)	対前年比 (B) / (A)
使用料及び手数料	1,928,274	3,480,422	1,552,148	180.5
国庫支出金	40,247,047	40,529,344	282,297	100.7
財産収入	215,044	172,983	△ 42,061	80.4
繰入金	148,100	124,302	△ 23,798	83.9
諸収入	2,532,218	2,598,957	66,739	102.6
県債	16,514,200	19,939,200	3,425,000	120.7
合計	61,584,883	66,845,208	5,260,325	108.5

### (2) 歳出

(単位:千円, %)

款	項	平成26年度 (A)	平成27年度 (B)	比較 (B) - (A)	対前年比 (B) / (A)
教育費	教育総務費	3,912,708	3,951,735	39,027	101.0
	小学校費	92,288,399	92,942,836	654,437	100.7
	中学校費	50,735,983	51,491,131	755,148	101.5
	高等学校費	51,966,433	56,877,971	4,911,538	109.5
	特別支援学校費	18,331,426	18,788,200	456,774	102.5
	社会教育費	1,190,520	1,450,427	259,907	121.8
	保健体育費	1,005,054	1,213,193	208,139	120.7
	計	219,430,523	226,715,493	7,284,970	103.3
	災害復旧費	20,000	20,000	0	100.0
	合計	219,450,523	226,735,493	7,284,970	103.3

県一般会計予算総額	944,320,000	998,230,000	53,910,000	105.7
-----------	-------------	-------------	------------	-------

### (3) 歳出の経費区分別内訳

(単位:千円, %)

区 分	平成26年度 (A)	平成27年度 (B)	比 較 (B) - (A)	対前年比 (B) / (A)
一 般 事 業 費	22,998,238	28,731,216	5,732,978	124.9
施 設 整 備	9,995,730	13,246,845	3,251,115	132.5
そ の 他	13,002,508	15,484,371	2,481,863	119.1
職 員 給 与 費	196,432,285	197,984,277	1,551,992	100.8
災 害 復 旧 費	20,000	20,000	0	100.0
合 計	219,450,523	226,735,493	7,284,970	103.3

### (4) 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
県立学校施設整備事業	平成28年度	318,310
県立特別支援学校通学対策事業	平成27年度 ~平成32年度	388,390
広島県立総合体育館施設修繕事業	平成28年度	162,110

## 2 平成27年度高等学校等奨学金特別会計予算

### (1) 歳 入

(単位:千円, %)

項	平成26年度 (A)	平成27年度 (B)	比 較 (B) - (A)	対前年比 (B) / (A)
国庫支出金	86,285	0	△ 86,285	0.0
繰越金	107,750	71,077	△ 36,673	66.0
諸収入	388,332	442,316	53,984	113.9
合 計	582,367	513,393	△ 68,974	88.2

### (2) 歳 出

(単位:千円, %)

項	平成26年度 (A)	平成27年度 (B)	比 較 (B) - (A)	対前年比 (B) / (A)
高等学校等奨学金	582,367	513,393	△ 68,974	88.2
合 計	582,367	513,393	△ 68,974	88.2

# 平成27年度主要施策の概要

ひろしま未来  
チャレンジビジョン

## 4つの挑戦

教育

多様な主体の社会参画

人が集まり定着する環境整備

中山間地域

## 人づくり

## 豊かな地域づくり

県政運営の基本方針 2015

### 県政運営の基本姿勢

～県民一人ひとりが豊かさを享受できるよう、従前の発想にとらわれない「創意」と「工夫」～

### 政策の基本方向

～「行ってみたい広島」から「住んでみたい広島」へ～

### 地方創生

～イノベーションとファミリー・フレンドリーで東京一極集中を逆転～

### 人づくり

～少子化対策 人材育成・集積  
ファミリー・フレンドリーな  
魅力創造

### 社会で活躍する人材の育成

▶ 幼児期の教育の充実  
▶ グローバル化に対応できる人材の育成に向けた「学びの夜」

### 豊かな地域づくり

～魅力ある地域景観の創出

■ 中山間地域の地域力強化  
▶ 中山間地域を支える人材の育成

緊急経済・雇用対策

## 社会で活躍する人材の育成

### ★「学びの改革」牽引プロジェクト

グローバル化する社会を生き抜くために必要となる「知識を活用し、協働して新たな価値を生み出す」ことを重視した新しい教育モデルを構築し、それらを実践するための体制を整備するとともに、県民の機運を醸成

### ★異文化間交流活動推進事業～言語習得プロジェクト～

全ての小・中・高等学校で異文化間交流活動が活発に行われ、高校段階で毎年1,000人以上の生徒が海外に留学するために必要なグローバルな教育環境を整備

### ★幼児教育環境充実プロジェクト

全県的な幼児教育の質の確保に向け、家庭教育への支援や教育・保育施設への支援の在り方、体験活動の充実等について、調査・研究を実施

### ★基礎学力定着プロジェクト事業

「基礎・基本」定着状況調査の実施や全国学力・学習状況調査との関連分析等を通して、学習指導内容や指導方法を改善

### ★特別支援教育ビジョン推進事業

障害の種別や程度に応じた専門的な指導や技能検定などの就職指導の充実を図り、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加を支援

### ★「山・海・島」体験活動「ひろしま全県展開プロジェクト」

長期滞在体験活動(3泊4日)の全県展開に向けた取組を推進することにより、児童の豊かな心を育成

## 中山間地域の地域力強化

### ★高校生による中山間地域わくわく事業

高校生が、地域・市町と一体となり、地域の活性化に向けた取組を行うことを通じて、地域への愛着や理解を深め、地域の次世代のリーダーとして活躍できるような人材を育成

## 主な教育改革施策

### 広島版「学びの改革」アクション・プランの推進

★ 小・中学校課題発見・解決学習推進プロジェクト  
小・中学校における「課題発見・解決学習」を推進するとともに、基礎学力の定着に向けた対策を実施

★ 高等学校課題発見・解決学習推進プロジェクト  
高等学校における「課題発見・解決学習」を柱とした主体的な学びを促進し、生徒がこれからの社会で活躍するために必要な資質・能力を育成・向上

### ★生徒指導集中対策プロジェクト

問題行動が顕著している学校への「学校支援プロジェクトチーム」等の派遣による集中対策により、学校の組織的な生徒指導体制を確立

### ★体力・運動能力向上推進事業

児童生徒の体力・運動能力調査の実施、学校体育スポーツ研修等による、児童生徒の体力・運動能力の向上

### ★ジュニア選手育成強化事業

全国大会等で活躍できる高い競技力を持つジュニア選手の発掘・育成・強化

### ★フレキシブルスクール(仮称)整備事業

生徒の多様なニーズに応じた教育を提供するため、従来の定時制・通信制課程の枠組みに柔軟に対応した「フレキシブルスクール(仮称)」を県・広島市共同で整備

### ★全国高等学校総合文化祭広島大会準備事業

平成28年度に本県開催の全国高等学校総合文化祭に向け、県人会の開催など、諸準備を着実に推進

### ★キャリア教育の推進 発達段階に応じた系統的なキャリア教育の推進

## 信頼される学校づくり

### ★学校業務改善推進事業

校務運営の効率化と事務作業の削減などにより、学校の活性化を促し、学力の向上や学校の諸課題を解決

### ★教職員指導力向上事業

学校経営基盤の確立と教職員個々の能力・適性等に応じた指導力を向上

## 県民参加の教育の推進

### ★「食べる!遊ぶ!楽しむ!」の推進

家庭における基本的な生活習慣づくりの推進

### ★「ひろしま教育の日」関連事業

県民総参加による教育改革の推進

### ★放課後子供教室推進事業

地域住民等が参画した放課後や週末等に於ける子供の体験・交流・学びの場づくりの支援

## 平成 27 年度「緊急経済・雇用対策」事業一覧表

(単位：千円)

体系	事業名	事業内容	事業費
雇用 機 会 の 創 出 等	ものづくり高校生マイスター育成事業	将来の本県のものづくり産業を担う人材育成を図るため、高校生ものづくりコンテスト全国大会等への入賞を目指したセミナー等を開催	7,048
	特別支援教育ビジョン推進事業(技能検定)	特別支援学校高等部生徒の働く意欲を向上させるため、技能検定を企画・実施 ・実施分野：5分野 (清掃、接客、パソコン、流通・物流、食品加工)	1,916
地 域 経 済 活 性 化 対 策	ひろしま給食100万食プロジェクト	学校・家庭・地域が一体となって、地場産物等を活用した「ひろしま給食」の開発や県内一斉実施、保護者試食会等の取組を推進	2,494
地 域 生 活 基 盤 の 整 備	県立学校施設設備整備事業(学校施設の耐震化対策等)	県立学校施設の耐震化など安全・安心な学校環境の整備を推進 ・耐震補強工事 3校9棟 ・老朽改築工事 (校舎) 12校12棟 (屋内運動場、格技場) 3校3棟 など	9,637,012
緊 急 確 保 対 策 暮 ら し の 安 心	広島県高等学校等奨学事業	経済的な理由により修学が困難な高校生等に対し、修学上必要な学資金の一部を貸付	513,393
	被災児童生徒就学支援等事業	東日本大震災により被災した幼児児童生徒に対する就園・就学支援	2,400
	公立高等学校奨学給付事業	全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、世帯の所得水準に応じた奨学のための給付金を支給	315,601

## (歳出内訳)

## 1 平成27年度一般会計予算

(単位:千円)

目	平成26年度 (A)	平成27年度 (B)	差 引 (B)-(A)	説 明
(款)教育費				
(項)教育総務費				
1 教育委員会費	15,432	15,643	211	1 委員報酬 委員 5人 11,191 2 委員会運営費 4,452
2 事務局費	2,621,038	2,534,718	△ 86,320	1 職員給与費 2,335,180 2 事務局運営費 157,395 3 教育事務所費 27,889 4 企画広報活動費 5,973 5 文教施設管理費 8,281 (1)県立学校施設等管理指導費 3,843 (2)市町立学校施設整備等事務費 4,438
3 教職員人事費	28,580	28,440	△ 140	1 教職員人事管理費 18,181 2 教育職員免許検定費 10,259
4 教育指導費	784,895	930,036	145,141	1 学校教育指導費 302,456 (1)学びの変革牽引事業費 72,040 (2)生徒指導及び道徳教育振興費 168,163 (3)教職員指導力向上対策事業費 29,066 (4)幼児教育推進費 17,472 (5)特別支援教育振興費 11,745 (6)教育振興費 1,570 (7)被災児童生徒等支援事業費 2,400 2 義務教育改革推進事業費 106,138 3 高校教育改革推進事業費 132,147 (1)学力向上対策事業費 55,128 (2)職業能力育成推進事業費 11,219 (3)魅力ある高校づくり推進事業費 5,100 (4)新しいタイプの高等学校整備推進事業費 60,700 4 開かれた学校づくり推進事業費 3,816 5 教育情報化推進事業費 130,902 6 国際化教育推進事業費 94,658 7 教育センター費 67,939 8 同和奨学金(既貸付決定分) 57,678 9 高等学校授業料減免等事業基金返還金 34,302
6 福利厚生費	462,763	442,898	△ 19,865	1 教職員健康管理費 218,029 2 教職員公舎管理費 119,493 3 公立学校共済組合事務費交付金 105,376
(項)小学校費				
1 教職員費	92,288,399	92,942,836	654,437	1 教職員給与費 91,665,606 2 非常勤講師報酬等 947,603 3 教職員等旅費 329,627

目	平成26年度 (A)	平成27年度 (B)	差、引 (B)-(A)	説 明
(項)中学校費				
1 教 職 員 費	50,735,983	51,491,131	755,148	1 教職員給与費 50,294,426 2 非常勤講師報酬等 953,274 3 教職員等旅費 243,431
(項)高等学校費				
1 高等学校総務費	39,417,273	39,364,076	△ 53,197	1 教職員給与費 37,835,107 2 非常勤講師報酬等 1,293,084 3 教職員等旅費 218,555 4 高等学校入学者学力検査費 17,330
2 高等学校管理費	12,549,160	17,513,895	4,964,735	1 学校運営費 2,547,553 2 定時制通信制教育等修学奨励費 23,312 3 耐震化対策整備費 9,627,012 4 学校改修整備費 323,112 5 学校維持修繕費 652,104 6 専門教育施設等整備費 699,769 7 教育振興基金積立金 17,430 8 就学支援金 3,308,002 9 奨学給付金 315,601
(項)特別支援学校費				
1 特別支援学校費	18,331,426	18,788,200	456,774	1 教職員給与費 15,123,442 2 非常勤講師報酬等 296,065 3 教職員等旅費 61,190 4 学校運営費 597,421 5 通学対策費 621,155 6 就学奨励費 335,524 7 耐震化対策整備費 10,000 8 学校改修整備費 1,572,824 9 学校維持修繕費 151,589 10 専門教育施設等整備費 18,833 11 教育振興基金積立金 157
(項)社会教育費				
1 社会教育総務費	789,875	825,365	35,490	1 職員給与費 639,922 2 生涯学習振興費 4,754 3 成人教育費 2,500 4 青少年教育費 102,316 5 文化振興費 5,985 6 全国高等学校総合文化祭開催費 69,888
2 文化財保護費	91,355	61,183	△ 30,172	1 埋蔵文化財保護費 15,849 2 文化財保存事業費補助金 45,334
3 文化施設費	305,644	560,933	255,289	1 図書館費 406,423 2 歴史民俗資料館費 52,164 3 歴史博物館費 102,346
4 人権教育推進費	3,646	2,946	△ 700	1 人権教育推進費 2,946

目	平成26年度 (A)	平成27年度 (B)	差 引 (B) - (A)	説 明
(項)保健体育費				
1 保健体育総務費	416,636	398,655	△ 17,981	1 職員給与費 79,403 2 学校保健体育費 314,055 (1)学校保健管理指導費 66,447 (2)学校安全管理指導費 206,373 (3)学校体育指導費 41,235 3 学校給食振興費 5,197
2 体育振興費	588,418	814,538	226,120	1 国民体育大会関係費 143,920 2 全国高等学校総合体育大会開催費 11,977 3 競技スポーツ振興対策事業費 201,902 4 体育施設管理費 456,739
(款)災害復旧費				
(項)教育施設災害復旧費				
1 教育施設災害復旧費	20,000	20,000	0	01 単独事業 5,000 (1)現年発生災害教育施設復旧費 5,000 2 公共事業 15,000 (1)現年発生災害教育施設復旧費 15,000
合 計	219,450,523	226,735,493	7,284,970	

## 2 平成27年度高等学校等奨学金特別会計予算

(単位:千円)

目	平成26年度 (A)	平成27年度 (B)	差 引 (B) - (A)	説 明
(款)高等学校等奨学金				
(項)高等学校等奨学金				
1 高等学校等奨学金	582,367	513,393	△ 68,974	1 貸付金 443,520 2 事務費 65,931 3 国庫補助金返還金 3,942



# 平成27年度の教育委員会の教職員定数等について

平成27年1月 教育委員会

## 1 平成27年度の教職員定数

(単位:人)

区分	H26 (A)	H27 (B)	削減数 (B-A)	主な増減要因
学校職員定数 (常勤定数)	20,020 (県立 5,246 市町立 14,774)	20,060 (県立 5,270 市町立 14,790)	+40 (県立 +24 市町立 +16)	○行政経営刷新計画に基づく定員管理 +30 小・中・高等学校の児童生徒数減等 ▲51 特別支援学校の児童生徒数増 +71 「学びの变革」を牽引する教員の育成 +10  ○教育の充実に向けた定数増 +10 常勤教諭による教育活動の充実(非常勤講師の常勤化) ～課題発見・解決学習型のカリキュラム の研究を通じたパイロット教員の育成
【参考】 非常勤講師等	863	830	▲33	○高等学校の生徒数減等▲43 ○非常勤講師の常勤化 ▲10 ○教務事務支援員の新規配置+10 ○貧困対策のためのスクールソーシャルワーカー+7 など

※ 県議会2月定例会で、広島県学校職員定数条例の一部を改正予定

## 2 学校職員数の定員管理の状況

### (1) 行政経営刷新計画 ▲413人 (H23～H27)

○計画期間中(5年間)に、教育部門で▲413人削減することを目標としている。

〔 教育の充実に向けた定数増(少人数学級の推進や非常勤講師に代えて常勤の教員を配置することなどへの対応)は含まない。 〕

### (2) 定数削減の状況 ▲422人(平成23年度からの累計)

○平成27年度には+30人となったものの、行政経営刷新計画の削減計画を達成。

〔 教育の充実に向けた定数増については、別途措置 +10人(平成23年度からの累計 +319人) 〕

### (3) 今後の対応

○引き続き、教育環境の維持に十分留意しつつ、平成27年度に策定予定の次期計画に基づき適正な定数管理に努める。

## 3 栄養教諭の配置状況

### (1) 配置計画(配置数)

(単位:人)

区分	H19	H22	H24	H25	H26	H27		H28～	目標
						増数			
小中学校	10	26	49	63	78	91	(+13)	➡	144
特別支援学校	0	0	1	2	6	9	(+3)		15
合計	10	26	50	65	84	100	(+16)		159

### (2) 配置の考え方

○小中学校については、全市町において食育の機運醸成が図られたことを踏まえ、県全体で8校に1名程度の配置となるよう、新たに13人配置

○特別支援学校については、児童生徒の障害の程度や健康状況等を考慮した指導や、保護者への働きかけなどに配置効果が表れていることから、新たに3人配置

# 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について（概要）

## 1 趣旨

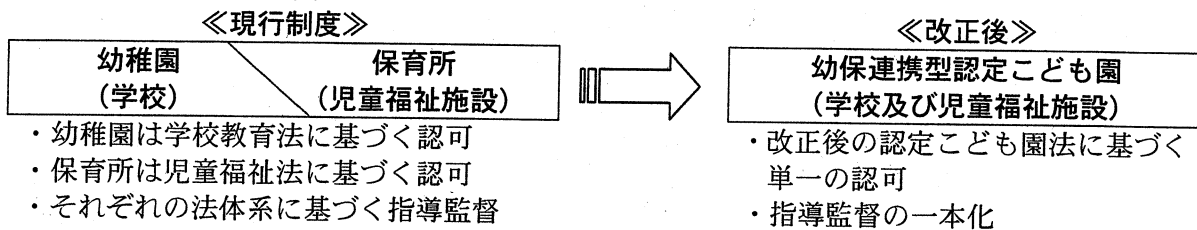
学校教育・保育及び家庭における子育て支援を一体的に提供する施設である幼保連携型認定こども園については、就学前の子どもの教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）が平成 24 年 8 月 22 日付けで公布され、就学前の子どもの教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）に基づく単一の認可施設となる。

このため、各県立施設の利用料の減免対象者に幼保連携型認定こども園の園児を追加する等、関係条例の規定を整備する。

## 2 法律改正の概要

認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」が創設される（幼保連携型認定こども園）。

### ○幼保連携型認定こども園



## 3 条例改正の概要

条 例 名	改正の概要
広島県防災対策基本条例	防災に関する教育の実施施設等に幼保連携型認定こども園を追加する。
広島県税条例	幼保連携型認定こども園が所有する園児の通園用バスに係る自動車税の税率を軽減する。
広島県立美術館条例	利用料金を減免することができる場合に幼保連携型認定こども園の園児が教育目的により利用する場合を追加する。
広島県民文化センター設置及び管理条例	
広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例	
広島県立県民の森設置及び管理条例	
自然公園施設の設置及び管理に関する条例	
広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例	
広島県立県民の浜設置及び管理条例	
広島県立中央森林公園設置及び管理条例	
広島県健康福祉センター設置及び管理条例	
広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例	
広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例	
広島県立産業会館設置及び管理条例	
広島県立産業技術交流センター設置及び管理条例	
広島県都市公園条例	
広島県総合グラウンド設置及び管理条例	
広島県立総合体育館設置及び管理条例	
広島県県営住宅設置、整備及び管理条例	子育てに適する公営住宅の要件である周辺地域における立地状況に認定こども園を追加する。

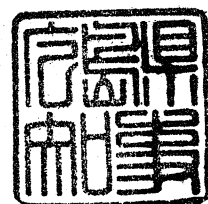
## 4 施行日

子ども・子育て支援法附則第 1 条本文に規定する政令で定める日（平成 24 年法律第 65 号）（平成 27 年 4 月 1 日予定）

平成 27 年 1 月 27 日

広島県教育委員会 様  
( 総 務 課 )

広島県知事  
( 財 政 課 )



議案に対する意見聴取について

平成 27 年 2 月定例県議会に提案予定の次の議案について，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により，貴委員会の意見を求めます。

- 平成 27 年度教育委員会関係当初予算

平成 27 年度広島県一般会計歳入歳出予算事項別明細書

(単位：千円)

1 総括 (歳入)	款	本年度予算額	前年度予算額	比	較
8	使用料及び手数料	3,480,422	1,928,274		1,552,148
9	国庫支入金	40,529,344	40,247,047		282,297
10	財産収入	172,983	215,044	△	42,061
12	繰入金	124,302	148,100	△	23,798
14	諸収入	2,598,957	2,532,218		66,739
15	県債	19,939,200	16,514,200		3,425,000
	歳入合計	66,845,208	61,584,883		5,260,325

(歳出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳				一般財源
				特定財源			その他	
				国支出金	県債	その他		
10 教育費	226,715,493	219,430,523	7,284,970	40,519,344	19,929,200	6,376,664	159,890,285	
11 災害復旧費	20,000	20,000	0	10,000	10,000	0	0	
歳出合計	226,735,493	219,450,523	7,284,970	40,529,344	19,939,200	6,376,664	159,890,285	

2 歳 入

第 8 款 使用料及び手数料

第 1 項 使用料

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 分		説 明
				区	金 額	
1 総務使用料	7,313	7,545	△ 232	施設使用料	7,313	
2 教育使用料	3,387,555	1,836,218	1,551,337	高等学校使用料	3,371,108	
				社会教育施設使用料	16,447	
計	3,394,868	1,843,763	1,551,105			

第 2 項 手数料

1 教育手数料	85,554	84,511	1,043	教育総務手数料	855	
				教職員人事手数料	29,456	
				高等学校手数料	53,386	
				文化財保護手数料	1,857	
計	85,554	84,511	1,043			

第 9 款 国庫支出金 (単位：千円)  
 第 1 項 国庫負担金

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区	金額	
1 教育費国庫負担金	36,416,464	37,829,036 △	1,412,572 △	事務局費負担金	4,298	
				義務教育費負担金	34,687,126	
				高等学校費負担金	1,414,980	
				特別支援学校費負担金	310,060	
2 災害復旧費国庫負担金	10,000	10,000	0	教育施設災害復旧費負担金	10,000	
計	36,426,464	37,839,036 △	1,412,572 △			

第 2 項 国庫補助金

1 教育費国庫補助金	4,070,336	2,352,317	1,718,019	教育指導費補助金	4,715	
				義務教育費補助金	171,474	
				高等学校費補助金	3,771,745	
				特別支援学校費補助金	89,468	

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 分		説 明
				区	金 額	
				社会教育総務費補助金	25,695	
				文化財保護費補助金	4,916	
				文化施設費補助金	2,323	
計	4,070,336	2,352,317	1,718,019			
第 3 項 委託金						
1 教育費委託金	32,544	55,694 △	23,150	教育指導費委託金	30,344	
				人権教育推進費委託金	2,200	
計	32,544	55,694 △	23,150			



第10款 財産収入

第1項 財産運用収入

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区	金額	
1 財産貸付収入	140,874	178,958	△ 38,084	県公舎貸付料	72,788	
				土地貸付料	12,530	
				建物貸付料	55,556	
2 利子及び配当金	206	306	△ 100	基金運用収入	206	
計	141,080	179,264	△ 38,184			

第2項 財産売却収入

1 物品売却収入	9,151	9,250	△ 99	不用品売却収入	198	
				家畜売却収入	8,953	
2 生産物売却収入	22,752	26,530	△ 3,778	収穫物売却収入	18,699	
				製作品売却収入	4,053	
計	31,903	35,780	△ 3,877			

第12款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	124,302	148,100	23,798 △	高等学校授業料減免等事業基金繰入金	34,302	
				教育振興基金繰入金	90,000	
計	124,302	148,100	23,798 △			

第14款 諸収入

第3項 貸付金元利収入

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比	比較	節		説明
					区	分金額	
1 貸付金元利収入	30,751	38,375	△	7,624	貸出金償還金	30,751	
計	30,751	38,375	△	7,624			

第5項 収益事業収入

1 宝くじ収入	45,576	45,456		120	宝くじ収入	45,576	
計	45,576	45,456		120			

第7項 雑収入

1 雑入	2,522,630	2,448,387		74,243	保険料	2,198,439	
					雑収	324,191	
計	2,522,630	2,448,387		74,243			

第15款 県債

第1項 県債

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 教育債	10,119,200	6,694,200	3,425,000	学校教育施設等整備事業債	7,099,600	
				公共施設等管理事業債	22,400	
				防災対策事業債	1,499,300	
				臨時高等学校整備事業債	1,497,900	
2 災害復旧債	10,000	10,000	0	補助災害復旧事業債	5,000	
3 退職手当債	9,810,000	9,810,000	0	単独災害復旧事業債	5,000	
計	19,939,200	16,514,200	3,425,000	退職手当債	9,810,000	

3 歳 出

第10款 教育費

第1項 教育総務費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明
				国支出金	特定財源		区分	金額	
					県債	その他			
1 教育委員会費	15,643	15,432	211	0	0	0	15,643	11,191	1. 委員報酬 委員 5人 2. 委員会運営費
								1,059	
								1,021	
								250	
								77	
								495	
								114	
								155	
								1,281	
2 事務局費	2,534,718	2,621,038	△86,320	6,081	50,000	2,471,094	16,965	1 報酬	1. 職員給与費
									2,335,180

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明
				特定財源			区分	金額	
				国支出金	県債	その他			
							一般財源		
						2 給料	1,113,446	2. 事務局運営費 157,395	
						3 職員手当等	859,675	3. 教育事務所費 27,889	
						4 共済費	368,757	4. 企画広報活動費 5,973	
						7 賃金	11,059	5. 文教施設管理費 8,281	
						8 報償費	4,486	(1) 県立学校施設等管理指導費 3,843	
						9 旅費	26,904	(2) 市町立学校施設整備等事務費 4,438	
						10 交際費	400		
						11 需用費	35,364		
						12 役員費	21,598		
						13 委託料	17,285		
						14 使用料及び賃借料	23,838		
						19 負担金、補助及び交付金	34,735		

							25 積立金	206	
3 教職員人事費	28,440	28,580 △	140	0	0	使用料及び手数料 30,217 諸収入 2,598	△ 4,375	4 共済費	429
								7 賃金	3,178
								8 報償費	9,547
								9 旅費	4,473
								11 需用費	2,907
								12 役務費	356
								13 委託料	1,558
								14 使用料及び賃借料	277
								19 負担金、補助及び交付金	4,715
								22 補償、補填及び賠償金	1,000
								1. 教職員人事管理費	18,181
2. 教育職員免許検定費	10,259								
4 教育指導費	930,036	784,895	145,141	59,103	52,700	使用料及び手数料 80 繰入金 34,302 諸収入 56,382	727,469	1 報酬	75,263
								4 共済費	19,249
								7 賃金	1,590
								1. 学校教育指導費	302,456
								(1) 学びの革新牽引事業費	72,040
(2) 生徒指導及び道徳教育振興費	168,163								
(3) 教職員指導力向上対策事業費	29,066								

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節	金額	説明
				特定財源					
				国支出金	県債	その他			
						8 報償費	28,969	(4) 幼児教育推進費	
						9 旅費	124,256	(5) 特別支援教育振興費	
						11 需用費	46,251	(6) 教育振興費	
						12 役務費	7,309	(7) 被災児童生徒等支援事業費	
						13 委託料	145,160	2. 義務教育改革推進事業費	
						14 使用料及び賃借料	85,906	3. 高校教育改革推進事業費	
						18 備品購入費	6,324	(1) 学力向上対策事業費	
						19 負担金、補助及び交付金	299,567	(2) 職業能力育成推進事業費	
						23 償還金、利子及び割引料	90,192	(3) 魅力ある高校づくり推進事業費	
								(4) 新しいタイプの高等学校整備推進事業費	
								4. 開かれた学校づくり推進事業費	
								5. 教育情報化推進事業費	
								6. 国際化教育推進事業費	
								7. 教育センター費	
								8. 同和奨学金 (既貸付決定分)	
								9. 高等学校授業料減免等事業基金返還金	



5 福利厚生費	442,898	462,763	△19,865	0	18,300	財産収入 72,799	351,799	4 共済費	105,376	1. 教職員健康管理費	218,029	
								7 貸金	477	2. 教職員公舎管理費	119,493	
								8 報償費	2,321	3. 公立学校共済組合事務費交付金	105,376	
								9 旅費	2,685			
								11 需用費	11,788			
								12 役務費	518			
								13 委託料	226,008			
								14 使用料及び賃借料	63,231			
								15 工事請負費	29,543			
								19 負担金、補助及び交付金	951			
	計	3,951,735	3,912,708	39,027	65,184	121,000	203,921	3,561,630				
	第 2 項 小学校費											
	1 教職員費	92,942,836	92,288,399	654,437	21,148,760	5,147,000	諸収入 964,334	65,682,742	1 報酬	942,841	1. 教職員給与費	91,665,606
2 給料									42,171,226	2. 非常勤講師報酬等	947,603	
3 職員手当等									33,194,081	3. 教職員等旅費	329,627	

									4 共済費	16,305,061	
									9 旅費	329,627	
計	92,942,836	92,288,399	654,437,760	5,147,000	964,334,742						

第 3 項 中学校費

1 教職員費	51,491,131	50,735,983	755,148	11,627,252	2,305,000	諸収入 499,165	37,059,714	1 報酬	948,486	1. 教職員給与費 50,294,426
								2 給料	23,493,084	2. 非常勤講師報酬等 953,274
								3 職員手当等	17,890,543	3. 教職員等旅費 243,431
								4 共済費	8,915,587	
								9 旅費	243,431	
計	51,491,131	50,735,983	755,148	11,627,252	2,305,000	499,165	37,059,714			

第 4 項 高等学校費

1 高等学校総務費	39,364,076	39,417,273	△53,197	1,420,368	1,688,000	使用料及 手数料 3,414,494	32,545,808	1 報酬	1,231,502	1. 教職員給与費 37,835,107
						諸収入 295,406		2 給料	17,929,108	2. 非常勤講師報酬等 1,293,084
								3 職員手当等	13,706,693	3. 教職員等旅費 218,555
										4. 高等学校入学者学力検査費 17,330

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明
				特定財源			区分	金額	
				国支出金	県債	その他			
2 高等学校管理費	17,513,895	12,549,160	4,964,735	3,742,086	8,481,200	5,040,556	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 7 賃金 8 報償費	20,512 13,065 9,405 28,249 8,797	1. 学校運営費 2,547,553 2. 定時制通信制教育等修学奨励費 23,312 3. 耐震化対策整備費 9,627,012 4. 学校改修整備費 323,112 5. 学校維持修繕費 652,104 6. 専門教育施設等整備費 699,769 7. 教育振興基金積立金 17,430
							14 使用料及び賃借料	28	
							13 委託料	180	
							12 役務費	50	
							11 需用費	14,622	
							9 旅費	220,904	
							8 報償費	11,018	
							4 共済費	6,249,971	

9 旅費	26,637	8. 就学支援金	3,308,002
11 需用費	1,883,192	9. 奨学給付金	315,601
12 役務費	162,074		
13 委託料	933,537		
14 使用料及び賃借料	2,161,597		
15 工事請負費	8,475,090		
16 原材料費	7,641		
18 備品購入費	106,300		
19 負担金、補助及び交付金	3,320,695		
20 扶助費	318,286		
21 貸付金	20,160		
23 償還金、利子及び割引料	269		
25 積立金	17,480		
27 公課費	959		

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国支出金	県債					その他
計	56,877,971	51,966,433	4,911,538	5,162,404	10,169,200	3,960,003	37,586,364			
第5項 特別支援学校費										
1 特別支援学校費	18,788,200	18,331,426	456,774	2,482,110	1,823,800	使用料及び び手数料 127 財産収入 7,202 繰入金 10,000 諸収入 426,644	14,038,317	1 報酬	294,318	1. 教職員給与費 15,123,442
								2 給料	7,296,151	2. 非常勤講師報酬等 296,065
								3 職員手当等	5,119,234	3. 教職員等旅費 61,190
								4 共済費	2,709,474	4. 学校運営費 597,421
								7 賃金	700	5. 通学対策費 621,155
								8 報償費	4,047	6. 就学奨励費 335,524
								9 旅費	66,776	7. 耐震化対策整備費 10,000
								11 需用費	373,762	8. 学校改修整備費 1,572,824
								12 役務費	14,836	9. 学校維持修繕費 151,589
								13 委託料	881,193	10. 専門教育施設等整備費 18,833
										11. 教育振興基金積立金 157



2 文化財保護費	61,183	91,355	△30,172	3,416	0	0	57,767	9 旅費	4,086	15,849		
								11 需用費	10,362		45,334	
								12 役務費	1,379			
								13 委託料	22,839			
								14 使用料及び賃借料	5,103			
								15 工事請負費	9,926			
								18 備品購入費	200			
								19 負担金、補助及び交付金	119,439			
								27 公課費	9			
								4 共済費	1			1. 埋蔵文化財保護費
								7 賃金	45			2. 文化財保存事業費補助金
9 旅費	212											
11 需用費	269											

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明							
				特定財源		一般財源	区分	金額								
				国支出金	県債					その他						
3 文化施設費	560,933	305,644	255,289	2,323	169,600	308,410	13 委託料	14,107	1. 図書館費 406,423 2. 歴史民俗資料館費 52,164 3. 歴史博物館費 102,346							
							14 使用料及び賃借料	1,215								
							19 負担金、補助及び交付金	45,334								
							1 報酬	33,527								
							3 職員手当等	972								
							4 共済費	9,091								
							8 報償費	1,449								
							9 旅費	3,939								
							11 需用費	103,678								
							12 役務費	11,802								
							13 委託料	219,790								
							14 使用料及び賃借料	6,478								



								15 工事請負費	168,753	
								18 備品購入費	1,172	
								19 負担金、補助及び交付金	282	
4 人権教育推進費	2,946	3,646 △	700	2,200	0	0	746	8 報償費	346	1. 人権教育推進費 2,946
								9 旅費	1,017	
								11 需用費	80	
								13 委託料	1,503	
計	1,450 427	1,190, 520	259,907	33,634	169,600	94,405	1,152 788			

第 8 項 保健体育費

1 保健体育総務費	398,655	416,636	△17,981	0	0	諸収入 190,460	208,195	1 報酬	2,670	1. 職員給与費 79,403
								2 給料	41,157	2. 学校保健体育費 314,055
								3 職員手当等	24,492	(1) 学校保健管理指導費 66,447
								4 共済費	13,754	(2) 学校安全管理指導費 206,373
								8 報償費	13,091	(3) 学校体育指導費 41,235
										3. 学校給食振興費 5,197

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国支出金	県債					その他
2 体育振興費	814,538	588,418	226,120	0	193,600	使用料及び手数料 5,074 諸収入 15,329	600,535	8 報償費	2,413	1. 国民体育大会関係費 143,920
								9 旅費	1,099	2. 全国高等学校総合体育大会開催費 11,977
								11 需用費	3,737	3. 競技スポーツ振興対策事業費 201,902
								12 役務費	334	4. 体育施設管理費 456,739
								13 委託料	224,861	
								14 使用料及び借借料	4,066	
								9 旅費	26,274	
								11 需用費	506	
								12 役務費	567	
								13 委託料	60,890	
								14 使用料及び借借料	4,756	
								19 負担金、補助及び交付金	210,498	



第11款 災害復旧費

第4項 教育施設災害復旧費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国支出金	県債	その他				
1 教育施設災害復旧費	20,000	20,000	0	10,000	10,000	0	0	9 旅費	320	1. 単独事業 5,000
								13 委託料	600	(1) 現年発生災害教育施設復旧費 5,000
								15 工事請負費	19,080	2. 公共事業 15,000
計	20,000	20,000	0	10,000	10,000	0	0			(1) 現年発生災害教育施設復旧費 15,000

一般財源充當額明細書

(單位：千円)

款	一般財源充當額	說	明
1 財産収入	38,084	財産貸付収入	38,084
2 諸収入	30,304	雑入	30,304
計	68,388		

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(当該年度提出分)

事 項	限 度 額	前年度未までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国支出金	県 債	そ の 他	
1 県立学校施設整備事業	318,310			28	318,310	0	224,600	0	93,710
2 県立特別支援学校通学対策事業	388,390			27~32	388,390	0	0	0	388,390
3 広島県立総合体育館施設修繕事業	162,110			28	162,110	0	121,400	0	40,710

(単位：千円)

(過年度議決分)

事 項	限 度 額	前年度未までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国支出金	県 債	そ の 他	
1 教職員公舎賃借料	平成8年度 1,089,277	9~26	728,599	27~29	360,678	0	0	0	360,678
	平成9年度 609,954	10~26	317,659	27~30	292,295	0	0	0	292,295
2 可部高等学校移転整備事業	平成17年度 3,286,400	18~26	2,089,085	27~39	1,197,315	0	0	0	1,197,315
3 県立特別支援学校通学対策事業	平成24年度 3,216,610	24~26	1,129,280	27~29	2,087,330	0	0	0	2,087,330
	平成26年度 699,386	26		27~31	699,386	0	0	0	699,386
4 広島県立総合体育館管理委託事業	平成25年度 814,575	25~26	117,516	27~30	697,059	0	0	54,603	642,456

(単位：千円)

平成 27 年度広島県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出予算事項別明細書

1 総括 (歳入)	(単位：千円)			
款	本年度予算額	前年度予算額	比	較
1 高等学校等奨学金収入	513,393	582,367	△	68,974
歳入合計	513,393	582,367	△	68,974

(単位：千円)

本年度予算額の財源内訳

款	本年度予算額	前年度予算額	比	較	特 定 財 源			一 般 財 源
					財 源			
					国 支 出 金	県 債	そ の 他	
1 高等学校等奨学金	513,393	582,367	△	68,974	0	442,316	71,077	
歳 出 合 計	513,393	582,367	△	68,974	0	442,316	71,077	



2 歳 入									
第 1 款 高等学校等奨学金収入									
第 1 項 繰越金									
目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 分		金 額	説 明		
				区					
1 繰越金	71,077	107,750 △	36,673	前年度繰越金		71,077			
計	71,077	107,750 △	36,673						
第 2 項 諸収入									
1 貸付金元利収入	439,894	386,201	53,693	貸出金償還金		439,894			
2 雑入	2,422	2,131	291	雑入		2,422			
計	442,316	388,332	53,984						
廃 項 国庫支出金									
国庫補助金	0	86,285 △	86,285						
計	0	86,285 △	86,285						

(単位：千円)

3 歳 出

第 1 款 高等学校等奨学金

第 1 項 高等学校等奨学金

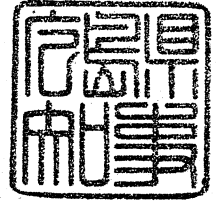
(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	県 債	諸収入 その他				
1 高等学校等奨学金	513,393	582,367	△68,974	0	0	諸収入 442,316	繰越金 71,077	1 報酬	15,960	1. 貸付金 443,520
								4 共済費	5,029	2. 事務費 65,931
								7 賃金	636	3. 国庫補助金返還金 3,942
								9 旅費	16	
								11 需用費	1,131	
								12 役務費	1,579	
								13 委託料	41,580	
								21 貸付金	443,520	
								23 償還金、利子 及び割引料	3,942	
計	513,393	582,367	△68,974	0	0	442,316	71,077			

平成27年1月15日

広島県教育委員会様

広島県知事  
(業務プロセス改革課)



広島県学校職員定数条例の一部改正について（照会）

このことについて、別紙のとおり議会へ提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

《参考》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第29条

地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

県第 号議案

広島県学校職員定数条例及び広島県警察職員定員条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成二十七年 月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県学校職員定数条例及び  
広島県警察職員定員条例の  
一部を改正する条例案

広島県学校職員定数条例及び  
広島県警察職員定員条例の  
一部を改正する条例

(広島県学校職員定数条例の一部改正)

第一条 広島県学校職員定数条例(平成十二年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五、二四六人」を「五、二七〇人」に改め、同条第二号中「二四、七七四人」を「二四、七九〇人」に改める。

(広島県警察職員定員条例の一部改正)

第二条 広島県警察職員定員条例(昭和二十九年広島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五、一三三人」を「五、一四六人」に、「一五一人」を「一五二人」に、「三三二人」を「三三三人」に、「一、四九七人」を「一、五〇四人」に、「一、五四八人」を「一、五五五人」に、「一、五九六人」を「一、六〇三人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(提案理由)

児童生徒数の変動等及び最近の治安情勢への対処に伴い、職員定数を変更するため、この条例案を提出する。

(県第 号議案)

広島県学校職員定数条例及び  
広島県警察職員定員条例の一  
部を改正する条例

教育委員会  
警察本部

一 改正の理由

児童生徒数の変動等及び最近の治安情勢への対処に伴い、職員定数を変更するため、必要な改正を行う。

二 改正の内容

1 広島県学校職員定数条例の一部改正

児童生徒数の変動などに伴い、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員（以下「県立高等学校等教職員」という。）並びに市町立学校県費負担教職員の定数を次のとおり改正する。

区 分	現 行	改 正 案	改正による増減
県立高等学校等教職員	五、二四六人	五、二七〇人	二四人
市町立学校県費負担教職員	一四、七七四人	一四、七九〇人	一六人

2 広島県警察職員定員条例の一部改正

最近の治安情勢に対処するため、警察官の定員及びその階級別定員を次のとおり改正する。

区 分	現 行	改 正 案	改正による増減
警察官	五、一三三人	五、一四六人	一三人
警視	一五二人	一五二人	一人
警部	三三二人	三三二人	一人
警部補	一、四九七人	一、五〇四人	七人
巡查部長	一、五四八人	一、五五五人	七人
巡查	一、五九六人	一、六〇三人	七人

三 施行期日

平成二十七年四月一日

#### 四 根拠法令

##### 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第三十一条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

② 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

③ 前二項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

第四十一条 県費負担教職員の定数は、都道府県の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

##### 2 警察法

###### 第五十七条

② 地方警察職員の定員（警察官については、階級別定員を含む。）は、条例で定める。この場合において、警察官の定員については、政令で定める基準に従わなければならない。

広島県学校職員定数条例（平成十二年広島県条例第三号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(定数)</p> <p>第二条 法第三十一条第三項又は第四十一条第一項の規定により、県立及び市町立の学校の職員の定数を次のとおり定める。</p> <p>一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員 五、二七〇人</p> <p>二 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員 一四、七九〇人</p>	<p>(定数)</p> <p>第二条 法第三十一条第三項又は第四十一条第一項の規定により、県立及び市町立の学校の職員の定数を次のとおり定める。</p> <p>一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員 五、二四六人</p> <p>二 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員 一四、七七四人</p>

広島県警察職員定員条例（昭和二十九年広島県条例第三十四号）新旧対照表

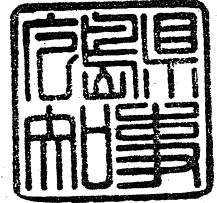
改正案	現行
<p>(職員の定員)</p> <p>第二条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 警察官</p> <p>警 視 五、一四六人</p> <p>警 部 一五二人</p> <p>警 部 補 三三二人</p> <p>警 部 一、五〇四人</p> <p>巡査部長 一、五五五人</p> <p>巡 査 一、六〇三人</p>	<p>(職員の定員)</p> <p>第二条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 警察官</p> <p>警 視 五、一二三人</p> <p>警 部 一五一人</p> <p>警 部 補 三三一人</p> <p>警 部 一、四九七人</p> <p>巡査部長 一、五四八人</p> <p>巡 査 一、五九六人</p>



平成27年1月19日

広島県教育委員会様

広島県知事  
(働く女性応援プロジェクト・チーム)



就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について（照会）

平成27年2月定例会に提出することについて，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により，貴委員会の意見を求めます。

県第 号議案

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を次のように提出する。

平成二十七年二月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

就学前の子どもに関する教育、  
保育等の総合的な提供の推進に  
関する法律の一部を改正する法  
律の施行に伴う関係条例の整備  
に関する条例案

就学前の子どもに関する教育、  
保育等の総合的な提供の推進に  
関する法律の一部を改正する法  
律の施行に伴う関係条例の整備  
に関する条例

(広島県防災対策基本条例の一部改正)

第一条 広島県防災対策基本条例(平成二十一年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「学校」という。)の下に、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定子ども園(第四十七条において「幼保連携型認定子ども園」という。)」を加える。

第四十七条中「学校」の下に、「幼保連携型認定子ども園」を加える。

(広島県税条例の一部改正)

第二条 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第百十五条第三号ロ(1)中「規定する学校」の下に、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定子ども園」を加え、「通学」の下に、「当該幼保連携型認定子ども園の幼児若しくは乳児の通園」を加える。

(広島県立美術館条例の一部改正)

第三条 広島県立美術館条例（昭和四十三年広島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第五号中「幼稚園」を「幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園」に改め、「において、」の下に「当該幼保連携型認定こども園若しくは」を加える。

（広島県民文化センター設置及び管理条例の一部改正）

第四条 広島県民文化センター設置及び管理条例（昭和五十九年広島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二号中「幼稚園」を「幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園」に改め、「において、」の下に「当該幼保連携型認定こども園若しくは」を加える。

（広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例の一部改正）

第五条 広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例（平成十九年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二号中「幼稚園」を「幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園」に改め、「において、」の下に「当該幼保連携型認定こども園若しくは」を加える。

（広島県立県民の森設置及び管理条例の一部改正）

第六条 広島県立県民の森設置及び管理条例（昭和四十六年広島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第五号中「目的として」の下に「、幼保連携型認定こども園園児」を加える。

（自然公園施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第七条 自然公園施設の設置及び管理に関する条例（昭和五十一年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第五号中「目的として」の下に「、幼保連携型認定こども園園児」を加える。

（広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例の一部改正）

第八条 広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例（昭和五十九年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第五号中「目的として」の下に「、幼保連携型認定こども園園児」を加える。

（広島県立県民の浜設置及び管理条例の一部改正）

第九条 広島県立県民の浜設置及び管理条例（昭和六十三年広島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十条第五号中「目的として」の下に「、幼保連携型認定こども園園児」を加える。

（広島県立中央森林公園設置及び管理条例の一部改正）

第十条 広島県立中央森林公園設置及び管理条例（平成五年広島県条例第二十号）の一部

を次のように改正する。

第十条第五号中「目的として」の下に「幼保連携型認定こども園園児」を加える。

(広島県健康福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第十一条 広島県健康福祉センター設置及び管理条例(平成四年広島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「幼稚園」を「幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園」に改め、「において、」の下に「当該幼保連携型認定こども園若しくは」を加える。

(広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部改正)

第十二条 広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第十条第五号中「幼稚園」を「幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園」に改め、「において、」の下に「当該幼保連携型認定こども園若しくは」を加える。

(広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例の一部改正)

第十三条 広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例(昭和五十六年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第八条第四号中「幼稚園」を「幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園」に改め、「において、」の下に「当該保連携型認定こども園若しくは」を加える。

(広島県立産業会館設置及び管理条例の一部改正)

第十四条 広島県立産業会館設置及び管理条例(昭和四十五年広島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二号中「幼稚園」を「幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園」に改め、「において、」の下に「当該幼保連携型認定こども園若しくは」を加える。

(広島県立産業技術交流センター設置及び管理条例の一部改正)

第十五条 広島県立産業技術交流センター設置及び管理条例(昭和六十三年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二号中「幼稚園」を「幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園」に改め、「において、」の下に「当該幼保連携型認定こども園若しくは」を加える。

(広島県都市公園条例の一部改正)

第十六条 広島県都市公園条例(昭和五十五年広島県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条第八号中「幼稚園」を「幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園」に改め、「において、」の下に「当該幼保連携型認定こども園若しくは」を加える。

(広島県県営住宅設置、整備及び管理条例の一部改正)

第十七条 広島県県営住宅設置、整備及び管理条例(平成九年広島県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中「保育所」の下に「、認定こども園」を加える。

(広島県総合グラウンド設置及び管理条例の一部改正)

第十八条 広島県総合グラウンド設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第七号中「幼稚園(一)」を「幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園(一)に改め、「において、」の下に「当該幼保連携型認定こども園若しくは」を加える。

(広島県立総合体育館設置及び管理条例の一部改正)

第十九条 広島県立総合体育館設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第七号中「幼稚園(一)」を「幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園(一)に改め、「において、」の下に「当該幼保連携型認定こども園若しくは」を加える。

#### 附 則

この条例は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)附則第一条本文に規定する政令で定める日から施行する。

(提案理由)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律が施行され、認定こども園制度の見直しが行われたことに伴い、各施設等の利用料金を減免する対象者に幼保連携型認定こども園の園児を追加する等必要な関係条例の整備を行うため、この条例案を提出する。

(原第 号議案)

就学前の子どもに関する教育、  
保育等の総合的な提供の推進に  
関する法律の一部を改正する法  
律の施行に伴う関係条例の整備  
に関する条例

危機管理課  
税務課  
文化芸術課  
自然環境課  
医療政策課  
障害者支援課  
商工労働総務課  
都市計画課  
住宅課  
教育委員会

一 改正の要旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正され、認定こども園制度の見直しが行われたことに伴い、関係条例の規定を整備する。

条 例 名	改 正 の 内 容
広島県防災対策基本条例	防災に関する教育の実施施設等に幼保連携型認定こども園を追加
広島県税条例	幼保連携型認定こども園が所有する通園用バスに係る自動車税の税率の軽減
広島県立美術館条例	利用料金を減免することができる場合に
広島県民文化センター設置及び管理条例	幼保連携型認定こども園の園児が教育目的により利用する場合を追加
広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例	
広島県立県民の森設置及び管理条例	
自然公園施設の設置及び管理に関する条例	
広島県立もみき森林公園設置及び管理条例	
広島県立県民の浜設置及び管理条例	
広島県立中央森林公園設置及び管理条例	

広島県健康福祉センター設置及び管理条例	
広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例	
広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例	
広島県立産業会館設置及び管理条例	
広島県立産業技術交流センター設置及び管理条例	
広島県都市公園条例	
広島県公営住宅設置、整備及び管理条例	子育てに適する公営住宅の要件である周辺地域における立地状況に認定こども園を追加
広島県総合グラウンド設置及び管理条例	利用料金を減免することができる場合に
広島県立総合体育館設置及び管理条例	幼保連携型認定こども園の園児が教育目的により利用する場合を追加

二 施行期日

子ども・子育て支援法附則第一条本文に規定する政令で定める日

三 根拠法令

地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。





広島県立総合体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○広島県立総合体育館設置及び管理条例</p> <p>昭和三十九年三月三十一日条例第三十八号</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第十一条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用料金を減免することができる。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。)の園長(特別支援学校の幼稚部にあつては、校長)又は小学校(特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。)若しくは中学校(特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。)の校長が学校教育活動であることを証明した場合において、当該幼保連携型認定こども園若しくは当該幼稚園の幼児又は当該小学校の児童若しくは当該中学校の生徒が利用するとき。</p>	<p>○広島県立総合体育館設置及び管理条例</p> <p>昭和三十九年三月三十一日条例第三十八号</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第十一条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用料金を減免することができる。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。)の園長(特別支援学校の幼稚部にあつては、校長)又は小学校(特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。)若しくは中学校(特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。)の校長が学校教育活動であることを証明した場合において、当該幼稚園の幼児又は当該小学校の児童若しくは当該中学校の生徒が利用するとき。</p>